

学校体育施設開放の手引き

1	学校体育施設開放の趣旨	P 1
2	開放する施設・時間等	P 1
3	利用の流れ	P 2
	(1) 使用手続きの流れ	
	(2) 年度当初からの登録方法	
4	使用団体登録	P 2
	(1) 登録できる団体	
	(2) 年度当初からの登録方法	
	(3) 登録の承認等	
	(4) 登録内容の変更	
	(5) 年度途中からの登録方法	
	(6) 登録の取消し	
5	利用予約	P 4
	(1) 予約申込	
	(2) 使用許可の取消し等	
	(3) 大会・試合時の注意事項	
6	使用料	P 6
	(1) 使用料	
	(2) 使用料の支払い方法	
	(3) 使用の取消し(キャンセル)等	
	(4) 使用料の還付	
7	使用料の減免	P 7
	(1) 減免事由と申請	
	(2) 減免団体登録	
8	使用上のルール等 【 重 要 】	P 9
	(1) 使用当日のルール	
	(2) その他注意事項・緊急連絡先等	
9	よくある質問 (Q&A)	P 10

伊勢原市保健福祉部スポーツ課

2024年 11 月改訂

1 学校体育施設開放の趣旨

伊勢原市立学校施設の開放に関する条例に基づき、伊勢原市立小学校及び中学校の施設を、学校教育に支障のない範囲で、社会教育その他公共のために開放します。

この手引きでは、学校施設のうち、スポーツに関する活動のための体育施設の開放（以下「学校開放」という。）について、必要な手続きやルールについて説明します。

2 開放する施設・時間等

開 放 施 設		開 放 日	開放時間
体育館	小学校（１０校） 伊勢原・大山・高部屋・比々多・成瀬・大田・桜台・緑台・竹園・石田	平日	午後４時～午後９時
		学校の休業日	午前９時～午後９時
	中学校（４校） 山王・成瀬・伊勢原・中沢	平日	午後７時～午後９時
		学校の休業日	午後７時～午後９時
グラウンド 夜間照明 設備なし	小学校（９校） 伊勢原・大山・高部屋・比々多・成瀬・大田・桜台・緑台・竹園	平日	午後４時～午後６時
		学校の休業日	午前９時～午後６時
グラウンド 夜間照明 設備あり	石田小学校 ＊照明使用可能時間 ４～１０月：午後７時～午後９時 １１～３月：午後５時～午後９時	平日	午後４時～午後９時
		学校の休業日	午前９時～午後９時
	中沢中学校 ＊照明使用可能時間 通 年：午後７時～午後９時	平日	午後７時～午後９時
		学校の休業日	午後７時～午後９時

※ 上記の時間は実際の運用上の時間です。条例・規則等に定める時間とは異なります。

※ 「学校の休業日」とは、伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和５３年伊勢原市教育委員会規則第１０号）第３条に規定する休業日です。

※ 開放時間であっても、学校都合（部活動、学校行事）が優先です。また、施設管理の都合上、開放できないときもあります。

※ 年末年始（１２月２８日から翌年１月４日まで）は開放期間外です。また、年末年始の前後に土日祝日が連続する場合は、開放できない場合があります。

※ 下校時間が通常より早まる場合等も、開放時間の変更はありません。

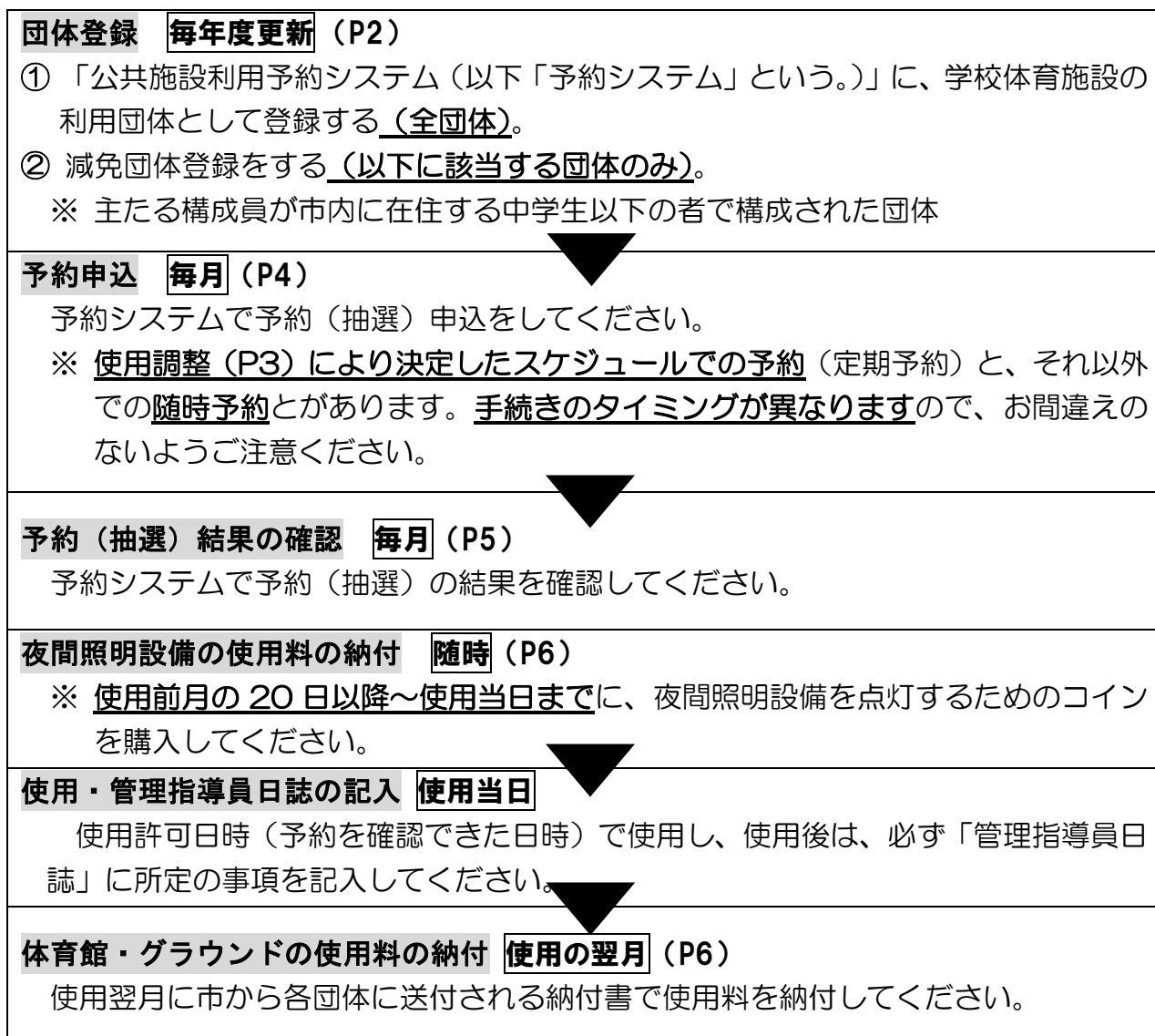
※ 冬季は、グラウンドの開放時間内でも暗くなります。安全上及び施設管理上（近隣への配慮等）の都合から、冬季における夕方のグラウンド利用は、極力、夜間照明設備がある石田小学校または中沢中学校を御利用ください。

※ 利用できる備品、実施可能種目等は学校により異なります。

※ 学校に避難所が開設される場合は、使用できません。避難所開設についての個別連絡はできませんので、市ホームページ、くらし安心メール等で御確認ください。

3 利用の流れ

次の手続きの流れを参考に、団体登録、予約申込等を行ってください。



4 使用団体登録

(1) 登録できる団体

- 10人以上で構成される団体であること。個人での利用はできません。
- メンバーの過半数（10人であれば6人以上）が、市内に住所を有する方、又は市内在勤、在学の方であること。

ただし、以下の条件に該当する団体は、登録の承認をしない場合があります。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ② 学校施設等を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- ③ 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- ④ 施設の使用目的が営利活動（直説的な物販や集客を伴うもの）と認められるとき。
- ⑤ その他管理上支障があると認められるとき。

（２）年度当初からの登録方法

次の「学校体育施設開放説明会」と「使用調整」に参加のうえ、所定の書類を提出してください。

【学校体育施設開放説明会・使用調整】

例年１月～２月頃に、翌年度の登録希望団体を対象とした説明会を開催すると同時に、各団体で円滑に使用していただくための「使用調整」を実施しています。登録を希望する団体は、必ず出席してください。

使用調整では、学校単位で使用する曜日と時間（定期使用の日時）を調整します。

＜使用調整に関する注意事項＞

- ・２校の使用を希望する場合は、１校につき１名、計２名の出席が必要です。
- ・「これまで○曜日の○時で使用してきたから」といった、既得権や優先権などは一切ありません。皆様が気持ちよく使用できるよう、譲り合って使用してください。
- ・調整が困難な場合は、くじ引き等により決定します。

【提出書類】

	提出書類	提出部数
１	伊勢原市立公共施設利用予約システム利用者登録申請書	団体ごとに１部
２	伊勢原市立学校開放施設使用団体の活動状況調 ※ 裏面の名簿は記載内容を満たせば任意様式でも可	<u>利用を希望する学校ごとに１部</u>
３	学校体育施設開放使用備品等調査票	<u>登録は任意の２校まで</u>
４	学校体育施設開放使用日調査票	団体ごとに１部

【書類配布場所】

書類はスポーツ課窓口で配布するほか、市ホームページからダウンロードが可能です。

『市 HP』の「分野から探す」⇒「施設案内：文化・スポーツ施設」⇒「学校体育施設の開放について」
<https://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2015100800045/>



【提出方法】

① Eメール

送信先アドレス：sports@isehara-city.jp

⇒メールの件名は「学校開放登録（〇〇〇（団体名））」としてください。

② 郵送、FAX、又はスポーツ課に持参

郵送先：〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市保健福祉部スポーツ課

⇒持参の場合は、平日の午前8:30から午後5時まで

FAX：0463-93-8389 （TEL：0463-94-4632）

⇒FAXで提出の場合は必ず確認の連絡をお願いします。

提出書類には個人情報に記載されています。取り扱いには十分ご注意ください。

(3) 登録の承認等

- 申請書類の提出後、承認された団体には「利用者カード」と「利用登録書」を交付します。なお、既に「利用者カード」をお持ちの場合は、新規発行はありません。
- 登録の有効期間は、登録の日からその年度の末日までです。

(4) 登録内容の変更

団体の代表者や管理指導員、連絡先、メールアドレス等に変更が生じた場合は、速やかに「伊勢原市立学校開放施設使用団体の活動状況調」「伊勢原市公共施設利用予約システム利用者登録申請書」を提出し、登録内容の変更を行ってください。

(5) 年度途中からの登録方法

基本的には「(2) 年度当初からの登録方法」に準じて登録は可能ですが、説明会と使用調整が終了しているため、空気が少なく実際の使用は難しい場合があります。
詳しくは、スポーツ課までお問い合わせください。

(6) 登録の取消し

以下のいずれかに該当するときは、その登録を取り消す場合もあります。

- ① 偽りその他不正の申請に基づき登録を受けたとき。
- ② 使用許可の条件に著しく違反したとき。
- ③ 条例第4条（使用の不許可）各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- ④ 登録団体としての要件を欠いたとき。
- ⑤ その他登録団体として不適当と認める事由があるとき。

5 利用予約

(1) 予約申込

登録が承認された団体は、登録した学校の屋内運動場又は屋外運動場（以下、「運動施設」という。）の使用が可能となります。

次のとおり予約（抽選申込）を行い、予約の確定を確認のうえ使用してください。

定期予約	① 使用日の属する月の <u>前月の1日から10日までに、予約システムで、使用調整結果に基づき予約（抽選申込）</u> してください。 ② <u>前月の12日以降、必ず予約の確定状況（抽選結果）の確認をしてください。</u> 早めの確認をお願いします。
随時予約	使用日の属する月の <u>前月の20日から使用日の前日までが随時予約の受付期間</u> です。登録した運動施設に空きがある場合は予約できます。 なお、 <u>当日予約はできません。</u>
夜間照明設備についても、予約及び予約確認の方法は同じです。 なお、照明設備と屋外運動場の使用予約は予約システム上で一元化されています。	

※ 予約システムの操作方法については、「公共施設予約システム操作マニュアル」を参照してください。

※ インターネットやスマートフォンなど予約システムを利用できる環境がなく、お近くに公民館等もない場合は、書面による使用申請も可能です。

(2) 使用許可の取消し等

以下の事項に該当した場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることがあります。

- ① 使用許可に付された条件に違反したとき。
- ② 条例第4条（使用の不許可）各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- ③ 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- ④ 学校運営上支障が生じたとき。
- ⑤ 伊勢原市立学校施設の開放に関する条例及び同条例施行規則に違反したとき。

(3) 大会・試合等開催時の注意事項

【学校への事前協議】

外部の団体等を招いて大会や試合等を行う場合は、主催者や内容が確認できる開催要項を学校に提出し、事前に承諾を得てください。

また、外部団体に対しても、使用上の注意等を周知・徹底してください。

【利用団体間の調整】

原則として、利用調整で決定した日時以外を予約することはできません。ただし、大会・試合等の開催のため、利用調整外の日時で使用したい場合は、事前に団体間で必要な調整を行い、学校の承諾を得て、定例予約の期間に予約システムで予約してください。なお、祝日等についても同様の取り扱いとします。

【登録団体の主催ではない大会・行事等の場合】

登録団体の主催ではない、市や県レベルの大会・行事等は、学校開放に登録していない団体（未登録団体）としての申請手続きが必要です。

学校の承諾を得たうえで、使用予定日の前々月の20日までに、教育総務課に「伊勢原市立学校開放施設使用許可申請書兼減免申請書」を提出してください。

(4) 参考：予約システムの入力等の流れ

登録済団体	学 校	市（スポーツ課）
②予約システムで予約	①使用不可日時の設定 ＊予約受付期間の前まで （2か月前まで）に、 予約システムに入力	
③予約結果確認		
④使用		
⑤管理指導員日誌の記入	⑥管理指導員日誌の確認	⑦予約内容と実績を確認し、納入通知書を発行
⑧使用料の納付（夜間照明設備使用料は前納です）		⑨入金確認

※ 学校行事による使用不可日時は、日程変更等で使用が可能となった場合は予約可能となります。予約の可否については、随時、予約システムでご確認ください。

6 使用料

(1) 使用料

開放施設	施設区分	貸出区分	単位	使用料
各小学校	体育館	全面	1 時間	※ 1 0 0 円
	グラウンド	全面	1 時間	※ 1 0 0 円
	夜間照明設備 (石田小学校のみ)	—	3 0 分	1, 0 0 0 円
各中学校	体育館	半面	1 時間	1 0 0 円
	グラウンド	全面	1 時間	1 0 0 円
	夜間照明設備 (中沢中学校のみ)	—	3 0 分	1, 0 0 0 円

※ 小学校の施設は、便宜上、2 団体で半面ずつ使用することを認めており、その場合は各団体で 50 円／1 時間ずつの負担としています。ただし、一方の団体の使用取消し(キャンセル)等により、結果的に 1 団体での使用となった場合の使用料は、100 円／1 時間となります。

※ 中学校体育館は、舞台側を A 面、入口側を B 面とします。

※ 1 時間未満の使用でも、使用料は 1 時間単位となります。

(2) 使用料の支払い方法

【体育館・グラウンドの使用料】

- ・ 予約システム上の予約確定情報と管理指導員日誌を確認し、使用の翌月に、団体の代表者に対し、前月使用分の納入通知書を送付します。
- ・ 納入通知書が届き次第、金額等を御確認のうえ、通知書に記載の納期限までに指定の金融機関で納付してください。
- ・ 未納が 3 カ月分に達した場合や、悪質な場合は団体登録を抹消します。

指定金融機関（納付場所）一覧

伊勢原市役所（銀行派出所） 横浜銀行 湘南農業協同組合 中栄信用金庫	中南信用金庫 中央労働金庫 平塚信用金庫 さがみ信用金庫	スルガ銀行 きらぼし銀行
---	---------------------------------------	-----------------

※ ゆうちょ銀行、コンビニでの納付はできません。

【夜間照明設備の使用料】

- ・ 使用前月の20日から当日までに、行政センター体育館でお支払い（点灯用コインをご購入）ください。現地にある夜間照明設備操作盤にコインを投入すると、使用可能時間内で点灯します。

※ 行政センター体育館の開館時間は、午前9時から午後9時までです。

なお、月曜日と年末年始（12月28日から1月4日まで）は休館です。

（３）使用の取消し（キャンセル）等

【使用者都合による取消し】

使用者の都合により、予約日の使用を取り消す（キャンセルする）場合は、使用予定日の7日前（例：第二週の水曜日の場合は、第一週の火曜日）までに、各団体が予約システムから予約の取消しをしてください。7日前を過ぎると、システム上での取消しはできません。減免（無料）団体でも手続きは必要です。

予約システムを利用できる環境がない場合は、7日前までに「伊勢原市立学校開放施設使用許可変更申請書」を提出してください。

なお、7日前を過ぎると使用料が発生します。

また、7日前を過ぎてしまった場合も、「伊勢原市立学校開放施設使用許可変更申請書」を必ず提出してください（メール・FAX可）。

⇒ FAXで提出の場合は必ず確認の連絡をお願いします。

【災害その他、使用者の責めに帰さない理由による取消し】

雨天、災害その他、使用者の責めに帰さない理由により使用することができなかった場合は、速やかに、スポーツ課に「伊勢原市立学校開放施設使用料変更申請書」を提出してください（メール・FAX可）。使用料は発生しません。

⇒ FAXで提出の場合は必ず確認の連絡をお願いします。

（４）使用料の還付

既納の使用料は原則として還付しません。ただし、災害等使用者の責めに帰さない理由により使用できなかった場合は、還付する場合があります。還付を申請する場合は、「伊勢原市立学校開放施設使用料還付申請書（第10号様式）」を提出してください（メール・FAX可）。

7 使用料の減免

公益上の必要その他特別の理由があると認める場合は、使用料が減免されます。

(1) 減免事由と減免申請

次の減免事由に該当する団体は、予約システムで使用予約申込の上、「伊勢原市立学校開放施設使用許可申請書兼減免申請書」に必要事項を記入し提出してください。

減免率	減免事由	対象施設	
		運動施設	夜間照明設備
全額 免除	市、教育委員会等が、主催する事業等のために使用するとき。	○	○
	市立の小学校、中学校又は保育所が教育又は保育活動のために使用するとき。	○	○
	主たる構成員が市内に在住する中学生以下の者で構成された団体が使用するとき。 ※ (2)「減免団体登録」参照	○	—
全額 免除	市内の地域自治、地域安全関係団体、社会福祉関係団体、社会教育及びスポーツ・健康づくり推進団体が、公益性のある事業等のために使用するとき。	○	—
	国又は神奈川県が行政上必要な説明会等のために使用するとき。	○	—
5割 減額	市、教育委員会等が、共催する事業等のために使用するとき。	○	○
	主たる構成員が市内に在住する障がい者で構成された団体が使用するとき。	○	—

(2) 減免団体登録

減免事由が「主たる構成員が市内に在住する中学生以下の者で構成された団体が使用するとき」に該当する団体については、次のとおり「減免団体」として登録することで、毎月の予約時における減免申請を省略することができます。

【減免団体登録の手続き】

「伊勢原市立学校施設開放減免団体登録申請書」に、会員名簿（任意様式、学校開放団体登録の申請書に添付の団体加入者名簿との同時提出で省略可。）を添付し提出してください。

【減免団体登録の承認】

減免団体登録が承認された場合は、「伊勢原市立学校施設開放使用料減免団体登録通知書」が交付されます。

登録の有効期間は、上記通知書の交付日からその年度の末日までです。

【減免団体登録内容の変更等】

登録内容等に変更が生じる場合は、速やかに「伊勢原市立学校施設開放使用料減免団体登録事項変更届」を提出してください。

【減免登録の取消し】

減免団体において、次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消す場合があります。

- ① 活動を停止したとき。
- ② 条例第8条（使用の許可の取消し等）第1項各号の規定により、使用許可の取消し等をされたとき。
- ③ 虚偽の申請により登録を受けたとき。
- ④ 減免団体として不適当と認められる行為があったとき。

※ 減免団体登録制度については、「伊勢原市立学校開放施設使用料の減免団体の登録に関する要領」に定めています。

8 使用上のルール等【重要】

学校体育施設は、学校や教育委員会、スポーツ課の指示に従い、ルールとマナーを守って利用してください。

ルールやマナーが守られない場合は、団体登録の取り消しや、学校開放の制度自体の運用を停止せざるを得ない場合がありますので、よろしくお願いいたします。

（１）使用当日のルール

- 学校開放専用の駐車場はありません。学校の便宜で駐車する場合も、学校開放以外の来校者もいますので、節度ある利用をお願いします。なお、所定の場所以外への駐車や、路上駐車等は厳禁です。
- 準備や片付けも含め、予約時間内で使用してください。
- 学校敷地は禁煙です。また、周辺路上等での喫煙も禁止します。
- 許可なく火気を使用したり、危険物等を持ち込むことは禁止します。
- 許可された目的以外での使用や、事前に学校の許可を得たもの以外の、学校備品は使用できません。
- 体育館の床にテープ類を貼らないでください。その他、許可なく施設や備品に変更を加えないでください。
- 雨天時や、グラウンドの状態が良くない（ぬかるんでいる等）ときは、使用しないでください。
- 日没後は（暗くなったら）、グラウンドは利用しないでください（中沢中学校、石田小学校を除く）。
- 使用後は、必ず管理指導員日誌に記入してください。記入の無い団体は、団体登録を取り消す場合があります。（夜間照明設備の使用についても、管理指導員日誌の記入が必要です。）
- 使用した備品等は必ず元の位置に戻し、清掃（体育館のモップ掛け等）やグラウンド整備（トンボ掛け等）を行ってください。
- ゴミなどは必ず持ち帰ってください。
- 最後に消灯や施錠を確認し、速やかに退出してください。

(2) その他注意事項・緊急連絡先等

- 学校開放は自己責任の元での使用となり、そこで生じた事故は、施設設置者に帰責するものを除き、全て団体の責任になります。
- 学校の設備や備品等を破損した場合や、第3者に損害を負わせた場合は、団体に賠償責任が生じる場合があります。賠償責任保険への加入を強く推奨します。
- 事前にAEDの設置場所を確認してください。万一、事故等があった場合は適切に応急措置を施し、救急要請や、家族、学校への連絡などを行ってください。
- 事故の発生や施設・備品の破損等は、学校とスポーツ課に報告してください。なお、学校にはお子さん（生徒）をとおしてではなく、団体から報告してください。
- 土日祝日等の連絡先は次のとおりです。

・ 土日祝日、夜間等	⇒	行政センター体育館（電話：0463-94-7171）
・ 火災報知機の誤操作、誤作動	⇒	セコム（電話：046-223-3353）

9 よくある質問

I 団体登録について

Q 1：一度だけ使用したいのですが、登録が必要ですか。

A：原則、登録が必要です。ただし、活動内容によって登録が不要の場合もあります。

Q 2：使用できない種目はありますか。

A：施設を傷める可能性がある種目や、安全の確保が難しい種目での使用はできません。
例えば、学校の体育館の壁はフットサルの衝撃に耐えられる強度ではないため、フットサルでの使用はできません。また、グラウンドでも硬式野球はできません。

Q 3：種目の変更はできますか。

A：事前にご相談ください。使用できる種目であれば、変更申請をしていただき、変更することができます。

II 予約について

Q 4：定期予約（前月の1日～10日に入力）を失念してしまいました。

A：予約システム上の手続きが漏れてしまった場合は、随時申込が始まる前日19日（19日が土日祝日の場合は、その前の平日）までに、「伊勢原市立学校開放施設使用許可申請書兼減免決定通知書」をスポーツ課へ提出してください。
19日を過ぎた場合、定期予約はできません。

Q 5：定期予約の日なのに、予約できません。

A：利用調整結果に基づく定期予約の日でも、学校の教育活動（学校行事や地域行事）が優先されます。御了承ください。
また、止むを得ない都合により、予約した日でも利用できない場合があります。

Q 6：予約システムの「A面」と「B面」は、どういう決まりですか。

A：「A面」と「B面」は、共同利用の予約をするための便宜上のものですが、中学校体育館はA面を舞台側、B面を入り口側とします。使用調整においても、団体同士で協

議のうえ決定してください。

また、1 団体でその施設全体を使用する場合は、予約システムでは「全面」を選択してください。

「早い者勝ち」などではなく、団体間で話し合いのうえ決定してください。

Q 7：予約結果を確認したら、定期予約の日に他の団体の予約が入っていました。

A：他の団体が誤ってその日に予約を申し込み、抽選となってしまったためと考えられます。その場合は、早急にスポーツ課までご連絡ください。

Ⅲ 予約の取消し（キャンセル）・変更について

Q 8：学校行事等で定期予約の日に使用ができないとき、代替措置はありますか。

A：代替措置はありません。随時予約が可能な日で、団体内で調整してください。

Q 9：グラウンドがぬかるみ、使わないでほしいと学校から連絡がありました。

A：ぬかるんだグラウンドを使用すると復旧は簡単ではなく、学校運営に支障をきたしますので、学校の指示に従ってください。また、7日以内にスポーツ課に「伊勢原市立学校開放施設使用料変更申請書」を提出してください（メール・FAX可）。

Q10：使用中に雨が降り出し、途中で中止した場合の使用料はどうなりますか。

A：有料での使用の場合は、7日以内にスポーツ課に「伊勢原市立学校開放施設使用料変更申請書」を提出していただければ（メール・FAX可）、使用を中止した分の使用料は発生しません。（使用した分は1時間単位でお支払いいただきます。）

Q11：避難所の開設のため使用できませんでした。

A：7日以内にスポーツ課に「伊勢原市立学校開放施設使用料変更申請書」を提出してください（メール・FAX可）。なお、避難所の開設は緊急のため、個別の連絡はできません。避難所の開設状況等は、「くらし安心メール」や市ホームページ等で御確認ください。

Q12：台風で体育館の使用をやめた場合、使用料はどうなりますか。

A：警報が発令されていた場合は、7日以内にスポーツ課に「伊勢原市立学校開放施設使用料変更申請書」を提出していただければ（メール・FAX可）、使用料は発生しません。安全のため、使用を中止することをお勧めします。

Q13：使用予定日の7日前を過ぎて、その予約枠を他団体に譲ることはできますか。

A：通常は想定していませんが、学校開放の有効活用の観点から、もし団体間で調整がついた場合は、スポーツ課までご連絡ください。

Q14：随時予約の日時の変更はできますか。

A：随時予約は、使用月の前月20日から使用日の前日まで可能ですが、予約日時の変更は使用予定日の7日前までに、予約システムから手続きをしてください。7日前を過ぎての変更は「伊勢原市立学校開放施設使用許可変更申請書」の提出が必要となり（メール・FAX可）、変更前の予約に関する使用料も発生します。

IV 使用について

Q15：体育館の鍵は、どのようにして開けるのですか。

A：学校によって管理方法が異なります。学校で説明を受けてください。

なお、紛失や滅失した場合は学校に報告してください。弁償していただきますが、鍵の交換が多数必要な場合、交換費用が高額となる場合があります。鍵の管理には十分ご注意ください。

Q16：設備や備品は使用できますか。

A：事前に学校の許可を得る必要があります。体育館のバレーボール支柱やネット、バスケットゴール、学校が所有するサッカーゴールなどは使用できます。学校により使用できる設備等が異なりますので、事前に学校に確認してください。許可された設備等以外は使用しないでください。

Q17：グラウンドに投光器等を持ち込めますか。

A：原則として、暗いと感じる場合は、夜間照明設備がある石田小学校または中沢中学校を御利用ください。投光器等を使用される場合、安全上及び施設管理上（学校の近隣への配慮等）の都合から、利用を中止していただく可能性があります。

Q18：予約時間に行ったら、他の団体が使用していました。

A：Q7と同様、どちらかの団体の予約の誤りだと考えられます。使用の前に、必ず予約の確定状況（抽選結果）の確認をしてください。確認は、前月12日から予約システムでできます。

Q19：使用後の清掃は何をすれば良いですか。

A：翌日の学校教育に支障が出ないよう、丁寧に行ってください。

グラウンドは、トンボやコートブラシにより整地し、体育館はホウキやモップで清掃してください。なお、ゴミ等は必ず持ち帰ってください。

Q20：施設や器具を破損した場合や、第3者に損害を与えた場合はどうなりますか。

A：団体に弁償していただきます。重大な事故の場合、損害（賠償）額が高額となる場合もありますので、賠償責任保険への加入を強く推奨します。

IV 使用料について

Q21：使用料の納付書（納入通知書）は、誰に、いつ頃、届きますか。

A：使用の翌月10日頃に、前月1か月分の使用料の納入通知書を、団体（連絡担当者）に郵送します。納入通知書に記載の期限までに指定の金融機関等でお支払いください。

Q22：納付書を紛失しました。

A：納付書を再発行をしますので、スポーツ課にご連絡ください。その場合、誤って2重に支払わないよう、ご注意ください。

Q23：納付期限を過ぎてしまいました、支払えますか。

A：速やかに支払ってください。未納が3カ月分以上に達したときや、少額であっても、支払に応じないなど悪質と認められる場合は、団体登録を抹消します。登録を抹消し

ても、支払い義務は無くなりません。

なお、上記の内容について念書等の提出を求める場合があります。